



健感発 0825 第 2 号

平成 21 年 8 月 25 日

各
都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合
における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」（以下「届出通知」という。）において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）が改正され、法第 12 条の規定に基づく医師の届出が、当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、今後の新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団での発生の把握及び当該集団に対する感染拡大防止対策について、下記のと通りの対応とすることとしたので、その実施に遺漏なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

記

第 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するが、感染の

急激な拡大を可能な限り抑制するための個々の集団発生の端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

第2 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る医師からの連絡と感染拡大防止対策の実施について

1 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握

6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）に基づき、感染の急激な拡大を可能な限り抑制するために、集団発生での端緒を迅速かつ正確に把握する観点から、引き続き、以下のように実施することとする。

- (1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡する。

ア 患者の属する施設の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

- (2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行う。

- (3) なお、現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエン

ザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に対する感染拡大防止のための取組の徹底

1により把握した新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団での発生が疑われる施設等に対しては、運用指針（改定版）に基づき、適切な感染拡大防止対策を講ずることとする。その実施に当たっては、現在の全国的に感染が急激に拡大しつつある状況に鑑み、より迅速な対策を実施することをその要点とし、以下のような対応とする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、必要に応じて当該施設等に対する積極的疫学調査を実施し、集団における感染状況等を把握する。

なお、ここでのいう積極的疫学調査は、より迅速な対応を重視し、当該施設等の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない。

- (2) (1)の積極的疫学調査により把握した感染状況や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、集団での発生が疑われる施設等に対し、当該施設において、既に適切な感染拡大防止対策が講じられていない場合には、次に掲げる感染拡大防止対策を実施するものとする。

ア 臨時休業の要請

感染状況等の情報や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、当該施設等に対し、必要に応じて臨時休業の要請を行う。

イ インフルエンザ様症状を呈する者に対する対応

(1)における積極的疫学調査により把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対しては、外出自粛の要請を行う。この場合においても、迅速な対応を重視し、保健所からインフルエンザ様症状を呈する者に対し、直接的に要請等を行うのではなく、集団での発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、必要な対応を行うこととしても差し支えない。

ウ 施設等を通じた注意喚起

集団の発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、手洗い・うがいの励行や咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底等と呼びかけることとする。特に、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される者に対して、必要な対応と呼びかけることとする。

3 基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応について

今般、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が確認される事例が何例か報告されたところ、重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる旨の連絡を受けた場合は、以下の対応を迅速に講じることとする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、当該施設等の施設長等と連携し、施設内でインフルエンザ様症状を呈する者を迅速に把握する。
- (2) 保健所は、(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対し、速やかに医療機関を受診するよう勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施する。
- (3) また、当該施設でインフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される基礎疾患を有する者であって、重症化するおそれがある者については、予防投与の必要性について、医師の判断により、検討することとする。
- (4) さらに、当該施設等の職員等で、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触した者については、適切な感染防止対策の実施を求めることとする。